

○福岡県警察術科技能検定実施要綱の制定について(通達)

平成26年5月9日

福岡県警察本部内訓第20号

本部長

この度、福岡県警察術科技能検定実施要綱を下記のとおり制定し、5月9日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、この内訓の施行の際現に福岡県警察術科技能検定規程(昭和44年福岡県警察本部訓令第23号。以下「旧訓令」という。)に基づく逮捕術、けん銃操法又は救急法の技能検定に合格している者は、それぞれこの内訓に基づく技能検定の合格者とみなす。

また、この内訓の施行前に旧訓令の規定による様式で現に使用しているものは、それぞれこの内訓の相当規定により作成した様式とみなす。

記

1 趣旨

この内訓は、警察術科技能検定に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第10号)に基づき、福岡県警察における逮捕術、けん銃操法及び救急法についての技能検定(以下「技能検定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 技能検定の目的

技能検定は、術科教養の成果を検定して、その普及徹底に資することを目的とする。

3 技能検定の合格基準

技能検定は、級位制によって実施するものとし、その合格基準は、別に定める。

4 技能検定の実施

- (1) 警務部長は、随時、技能検定を実施するものとする。
- (2) 技能検定の期日、場所、方法の細目その他技能検定の実施上必要な事項は、その都度警務部長が定める。

5 技能検定の審査

警務部教養課長(採用時教養期間中の者(福岡県警察学校に入校中の者に限る。))が受検する技能検定にあつては、警察学校長は、この内訓に基づいて実施する技能検定について必要な審査を行い、次表の左欄に掲げる技能検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める様式に所定事項を記入の上、その結果を警務部長に報告するものとする。

区分	様式
逮捕術	逮捕術技能検定成績表(様式第1号)
けん銃操法	けん銃操法技能検定成績表(様式第2号)
救急法	救急法技能検定成績表(様式第3号)

## 6 合格者の決定

警務部長は、5の規定による報告に基づき、技能検定の合格者(以下「合格者」という。)を決定するものとする。

## 7 合格者の通知

警務部長は、6の規定により合格者を決定したときは、技能検定合格者名簿(様式第4号)により、当該合格者の属する所属(福岡県警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。)の長に通知するものとする。

## 8 合格の取消し

警務部長は、合格者に合格した技能検定の技能にふさわしくない行為があったときには、その合格を取り消すことができる。

## 9 一般職員の技能検定

警務部長は、一般職員に対してもこの内訓を準用して技能検定を行うことができる。

## 10 他の警察機関の職員の技能検定

警務部長は、他の警察機関から技能検定の委託を受けたときは、この内訓を準用して技能検定を実施することができる。

## 11 他の警察機関が実施した技能検定の効力

他の警察機関が警察術科技能検定に関する訓令に基づき実施した技能検定に合格した者は、この内訓による技能検定に合格した者とみなす。

## 12 合格者の管理

警務部教養課に、技能検定合格者名簿を備え付け、常に技能検定の区分ごとに合格者の状況を明らかにしておかなければならない。

## 13 関係書類の保存

警務部教養課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
術科技能検定合格者名簿	技能検定合格者名簿	長期
術科技能検定成績表	逮捕術技能検定成績表	3年
	けん銃操法技能検定成績表	
	救急法技能検定成績表	